

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

* 貸借対照表事項（一覧表上記の記載例参照）

* 当事者事項（一覧表上記の記載例参照）